

平成27年度から軽自動車税の税率が変わります

平成26年度の地方税法の改正により、平成27年度から軽自動車税が引き上げられます。

1. 原動機付自転車及び二輪車等

車種	現行(年税額)	改正後(年税額)
原動機付自転車	50cc以下	1,000円
	50ccを超え90cc以下	1,200円
	90ccを超え125cc以下	1,600円
	ミニカー(50cc以下)	2,500円
軽自動車	二輪車(125ccを超え250cc以下)	2,400円
二輪の小型自動車(250cc超)	4,000円	6,000円



2. 四輪以上及び三輪の軽自動車

車種		現行(年税額)	改正後(年税額)		
			最初の新規検査年月		
			平成27年3月まで(現行税率)	平成27年4月以降(新税率)	13年経過(重課税率)
軽自動車	三輪	3,100円	3,100円	3,900円	4,600円
	四輪	乗用	営業用	5,500円	6,900円
			自家用	7,200円	10,800円
		貨物	営業用	3,000円	3,800円
			自家用	4,000円	5,000円

※最初の新規検査年月(車検証の「初年度検査年月」)により、現行税率、新税率、重課税率のいずれかの税率になります。

(1) 平成27年度において新税率を適用になるのは、平成27年4月1日に登録した車両のみとなります。

(2) 13年経過(重課税率)は、平成28年度から適用されます。

また、動力源又は内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車並びに被けん引車を除きます。

例 軽四輪の乗用・自家用車の場合

- 平成14年8月7日に新規登録の車両を購入した場合
平成27年度 …… 7,200円(税率変更なし)
平成28年度 …… 12,900円(新規登録から13年経過)
- 平成27年4月1日に新規登録の車両を購入した場合
平成27年度 …… 10,800円(新税率)
平成40年度 …… 12,900円(新規登録から13年経過)



お問い合わせ先：税務課賦課グループ(☎2-2452)



ご家庭における節電のお願い

ほくでん

日頃より、節電にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。
今冬におきましても、引き続き、節電にご協力をお願いいたします。

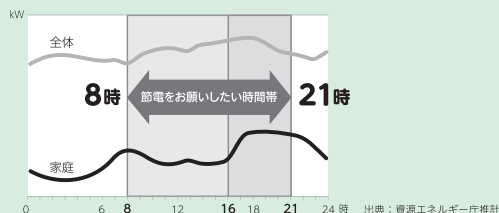
ご家庭で節電をお願いしたい期間・時間帯

12月1日(月)～3月31日(火) 平日8時～21時

※12月29日から31日までおよび1月2日を除く。

- 特にご家庭においては、電気のご使用が増える夕方以降(16時～21時)の時間帯の節電にご協力をお願いします。
- なお、この冬の需要として見込んでいる定着節電量の水準(2010年度最大電力比：▲4.7%)を目安に節電をお願いします。
- 冬季の北海道は夜間も電力需要が高い水準にあるため、上記以外の時間帯についても、可能な範囲での節電をお願いします。

冬の北海道における平日のご家庭での電気の使われ方(イメージ)



節電にご協力いただきたい電気製品

照明、冷蔵庫、テレビなどを中心に、普段からお使いの電気製品の節電にご協力をお願いします。

(有料広告)

水道ガスメーター検針員募集!

長万部管工事業協同組合では、水道ガスのメーター検針員を次のとおり募集しております。

お問い合わせ・書類提出先

長万部管工事業協同組合(株)佐々木配管内)

〒049-3521 山越郡長万部町字長万部234番地 ☎2-3142

- ◎募集内容 水道ガスメーター検針員 若干名
- ◎業務内容 毎月21日を基準日とする平日の前4日間(21日が土日祝日に当たる場合には翌営業日)の水道メーター及びガスメーターの検針業務
- ◎提出書類 履歴書・身上書(市販用紙可。要写真貼付)
- ◎募集期限 随時
- ◎選考方法 書類選考及び面接により決定
- ※詳細等は左記までお気軽にお問い合わせください。